【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響で困窮する学生等を支援するため「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を創設します。対象者への迅速な支給を実現するため、日本学生支援機構の給付奨学金受給者については、事前に意向を確認します。また、本事業について、在籍する学生等へ周知していただくとともに、支給を希望する学生等の審査、とりまとめについて御協力をお願いします。

事　務　連　絡
令和３年 12 月 20 日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課　御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

学生等の学びを継続するための緊急給付金について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響で、学生等についても、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少等により、学生生活に大きな経済的影響を受けているところです。

これら経済的に困難な学生等に対しては、昨年４月に開始した高等教育の修学支援新制度及び従来の独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の貸与型奨学金において、家計急変への対応などの支援を行うとともに、各大学等におかれましても、授業料等の学納金の納付猶予や減免等の対応をいただいているものと承知しております。

一方で、特に自らのアルバイトを主な収入として学業を支えてきた学生等におい

て、世帯収入の減少も相まって、大学等を中途退学・休学せざるを得ないような事態も想定されます。

この度、令和 3 年 12 月 20 日に令和 3 年度補正予算が成立し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な困難を抱える学生等に対し、昨年度に引き続き、緊急的に学資を支援するための給付金を支給することとなりました。

つきましては、本事業の実施にあたり、在籍する学生等へ周知していただくとともに、支給を希望する学生等の審査、機構への推薦等、下記の通り御協力をお願いいたします。

困窮する学生等を支援するために、各大学等に今後御協力をお願いしたい旨、国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 給付奨学金受給者の事前意思確認について

本給付金は、対象者への迅速な支給を実現するため、機構の給付奨学金（高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金及び 2017 年に開始した給付型奨学金）を令和３年 12 月 10 日に受給している者（以下「給付奨学金受給者」という。）については、学生等からの申請や大学等における推薦を経ることなく、速やかに給付金を支給することとしています。

なお、給付金の支給に先立って、給付奨学金受給者が本給付金を受給拒否等するかについて事前に意思確認が必要となっています。具体的な手続につきましては、機構から改めて連絡致しますので、対象学生等への周知・意思確認について御協力をお願いいたします（給付奨学金受給者がいない学校は対応不要です）。

2. 学生等の学びを継続するための緊急給付金対象者の推薦リストの提出について

各大学等におかれましては、速やかに募集を開始していただくとともに、学生等の申請の締切を各大学等において設定いただき、学生等へ周知をお願いします。各

大学等において推薦が決定した学生等を随時機構へ推薦いただきましたら、機構で内容の確認ができたものから順次送金します。なお、推薦リストは、数回に分けて送付いただくことも可能ですが、最終の送付は令和４年１月２１日（金）までとさせていただきます。

各大学等の推薦枠は別紙①のとおりです。詳細な大学等における事務処理及び学生等の申請手続については、事務処理要領、Ｑ＆Ａ（下記ＵＲＬ参照）及び別紙①を御参照ください。

なお、学生等の利便性、事務の効率化・簡素化の観点から、スマートフォンを活用した申請システムの構築を予定しており、別途御連絡致します。

3. 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」学校専用サイトの登録について

本給付金の推薦事務においては、上記 2. の通り、推薦枠を設けますが、その上限は在籍学生数（実員数）を基に算出します。つきましては、全ての大学等から令和 3 年 5 月 1 日時点の学生数（学部学生、大学院生、留学生含む。）を登録していただきたく御協力をお願い致します。登録にあたっては、別紙②をご参照ください。なお、口座情報エラー等の不備照会について、機構が委託するＷＥＢサービスを活用することとしております。

（推薦にあたっての留意点）

〇今後、一次推薦の処理が終了次第、推薦枠を追加で提示するとともに二次推薦を実施する予定です。この点を踏まえ、各大学等の１回目の推薦枠を超える者につきましては、明らかに対象外と判断される場合を除き、選考外とせず、「保留」としていただきますようお願いいたします。これらの「保留」とした者については、二次推薦に向けて改めて選考をお願いします。

〇大学等が推薦する際は、下記の者を優先して推薦していただくようお願いいたします。

- 多子世帯やひとり親世帯などの家庭状況に関する考慮すべき事情を有する者
- 本年度、大学等独自の授業料減免や納付猶予などを申請し、申請が認められた者又は申請が認められなかった場合であっても、減免等の要件に準ずる者（「準ずる」の目安として、例えば家庭の収入の要件で申請が認められなかった場合も、収入要件の２０％程度以内であった者等）など経済的理由により修学の継続が困難となっている者
- 本年度において、経済的な理由で休学又はいわゆる留年をせざるを得なかっ

た者

・ その他、本給付金を受給すべき特段の事情を有する者

（参考）

・「学生等の学びを継続するための緊急給付金」ウェブサイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00002.html

・「学生等の学びの継続するための緊急給付金」事務処理要領
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00004.html

・「学生等の学びの継続するための緊急給付金」に関するＱ＆Ａ
https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt_gakushi01-000019288_1.pdf

・「学生等の学びを継続するための緊急給付金」申請の手引き（学生・生徒用）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html

【担当連絡先】

○大学、短期大学、高等専門学校について

文部科学省高等教育局学生・留学生課

e-mail：kyuhugata-shien@mext.go.jp

※　お問合せは、メールにてお願いします。

※　メールの件名に【学校名】記載ください。

○専門学校について

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111（代表）

※　お問合せの際は、交換手に「専門学校生への緊急給付金についての問合せ」と御説明ください。

【別紙①】

受給対象者の推薦方法等

各大学等においては、事務処理要領等をご確認の上、令和４年１月２１日（金）までに対象となる学生等の審査、推薦リストの作成をお願いします。その際、以下（１）及び（２）及び別紙②について必ずご確認の上、JASSO に提出いただきますようお願いします。

（１）各大学等が支給対象者として推薦することができる推薦枠

対象となる学生等の推薦リストをJASSO へ提出いただくにあたって、大学等ごとの推薦枠（推薦ができる上限人数）は以下の通りです。各学校において、推薦枠の範囲内で推薦リストを作成しJASSO へ提出してください。なお、令和４年１月２１日までの間JASSO は随時、推薦リストを受け付けていますが、随時推薦を行う場合でも、最終的に下記にて算出した推薦枠を超えて推薦することがないようご注意ください。

※ 推薦枠は２回に分けて配分することを予定していますが、２回目の配分については今回の推薦枠使用の状況等を踏まえ、改めてご案内します。

※ 推薦枠を超える申請があった学生等については、別途調査を実施する予定であり、改めてご案内します

推薦枠（推薦ができる上限人数）

学生数（実員数）× 8.0%＝ 推薦枠（推薦上限人数）

※端数は切り捨てとする。
※学生数（実員数）が 25 名以下である学校は、一律２名を推薦枠とする。
※学生数（実員数）は、令和３年５月１日現在とする。

（２）日本学生支援機構（JASSO）への推薦リスト提出の方法について

推薦リストの提出については、下記Ⅰ、Ⅱのいずれかの方法によります。

Ⅰ.日本学生支援機構の給付奨学金、貸与奨学金を利用している学校

学校担当者用ホームページ

https://www.jasso.go.jp/tantosha_login.html

・当該ホームページの閲覧には、以下のＩＤ及びパスワードが必要です。

ＩＤ：省略　　パスワード：省略

・学校担当者向けのページのため、学生等にアドレス、ＩＤ等を公開しないでください。

Ⅱ. Ⅰ.以外の学校

別紙②に記載しております、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」学校専用サイトの初期登録を行っていただき、推薦をお願いいたします。

諸事情により、登録等が出来ない場合については、紙の書類での推薦となりますので、文部科学省のＨＰに掲載しております様式により独立行政法人日本学生支援機構へ送付してください。

【別紙②】

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」学校専用サイトの初期登録について

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の推薦事務においては、学生数の登録や口座情報エラー等の不備照会について、日本学生支援機構が委託する Web サービスを活用した本給付金専用の学校専用サイト経由で実施する予定です。

つきましては、以下の手順に従って、学校専用サイトへの初期登録をお願いいたします。

なお、当学校専用サイトは緊急給付金対象者の推薦リストの提出(事務連絡2．)において使用することを想定しており、給付奨学金受給者への事前意思確認(事務連絡1．)には使用しません。

1．　下記 URL から、「緊急給付金　学校情報初期登録フォーム」にアクセスしてください。

https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=lbpd-lhqblb-03c563e4f48bee8e7807d66fe9fa6216

短縮 URL(上記と同じサイトにジャンプします)　：　https://bit.ly/31kWA44

2．フォームに従って、学校情報等を入力してください。入力項目は以下のとおりです。

・学校番号(※1)　　・学校名称(※2)
・担当者氏名　　・担当者カナ氏名
・担当者電話番号　　・担当者メールアドレス
・令和 3 年 5 月 1 日時点の学生数(※3)
・前回の『学びの継続』のための「学生支援緊急給付金」で学生を推薦したか

※1　**日本学生支援機構の奨学金業務における学校番号(6 桁)**を入力してください。専修学校や日本語教育機関等で、この学校番号を持っていない場合は空欄のまま進めてください。

※2　専修学校や日本語教育機関等で、学校校舎の別によって所管の都道府県や法務省告示の指定が異なる場合、末尾に「(〇〇校)」等を明示してください。(学校名が重複した場合、手続きに時間がかかる場合があります。)

※3「学生数」の考え方は次のとおりであり、休学中、停学中の学生等や留学生を含みます。

大学	・・・	専攻科、別科及び大学院を含む学生数(実員数)
短期大学	・・・	専攻科及び別科を含む学生数(実員数)
高等専門学校	・・・	第4学年、第5学年及び専攻科の学生数(実員数)
専門学校	・・・	専修学校(専門課程)の生徒数(実員数)
日本語教育機関及び海外大学の日本校	・・・	在籍する生徒又は学生の数(実員数)

登録期限　：　12 月 27 日(月)　18:00　※お早めの登録にご協力をお願いいたします。

3．後日、日本学生支援機構から今後の事務処理の流れについて登録されたメールアドレス宛にご連絡します。

なお、送信いただいた後、内容について確認のためお電話等をさせていただく場合がございます。ご承知おきください。

※ 本サイトは、奨学金利用校にご利用いただいている「学校担当者ページ」とは異なります。

※ ご登録いただかなかった学校とのやり取りについては、紙の書類により行う予定です。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」特設電話

03－6636－6184（平日9:30～18:00）

※年末年始（12月29日～1月3日）は終日不通となりますのでご了承ください。